



福岡医発第 3311 号 (地)

平成 31 年 3 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の
疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に伴う医療機関の対応について

入院中の患者以外の患者で、標準的算定日数を経過した要介護・要支援被保険者（以下、「要介護被保険者等」という。）に対する医療保険上の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料（以下、「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーション料」という。）に係る経過措置の終了に当たっての必要な対応につきましては、平成 31 年 3 月 19 日付け福岡医発第 3310 号 (地) にてご連絡申し上げたところであります。

また、上記通知において、中医協審議の際、維持期・生活期リハビリテーション料を算定する医療機関において、個々の患者が確実に介護保険のリハビリテーションに移行できるよう、また患者や医療機関に今回の制度変更をご理解いただけるよう、日本医師会より国に対して丁寧な対応を速やかに行うよう要請された旨、ご連絡申し上げておりました。

今般、これを受けて、厚生労働省保険局医療課において、維持期・生活期リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行のため、現在、維持期・生活期リハビリテーション料を算定する医療機関であって、介護保険の事業所の指定を受けていない医療機関個々に対し、電話等により直接、情報提供や確認等を行うこととなった旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件に関しご了解いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 島田昇二郎

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の
疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に伴う医療機関の対応について

入院中の患者以外の患者で、標準的算定日数を経過した要介護・要支援被保険者（以下、「要介護被保険者等」という。）に対する医療保険上の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料（以下、「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーション料」という。）に係る経過措置の終了に当たって必要な対応につきましては、平成 3 1 年 3 月 1 2 日付け（介 197）（保 310）にて担当理事あてにご連絡申し上げたところであります。

中医協審議の際、日本医師会といたしまして、維持期・生活期リハビリテーション料を算定する医療機関において、個々の患者が確実に介護保険のリハビリテーションに移行できるよう、また患者や医療機関に今回の制度変更をご理解いただけるよう、国に対して丁寧な対応を速やかに行うよう要請いたしました。

これを受けて、今般、厚生労働省保険局医療課において、維持期・生活期リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行のため、現在、維持期・生活期リハビリテーション料を算定する医療機関であって、介護保険の事業所の指定を受けていない医療機関個々に対し、電話等により直接、情報提供や確認等を行うこととなりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。